



空知信用金庫

SORACHI SHINKIN BANK 2022 資料編



















contents

- 1 財務諸表
- 6 経営の状況
- 13 役職員の報酬体系について
- 14 連結財務諸表
- 17 自己資本の充実の状況
- 28 リスク管理方針 他
- 29 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要
- 30 顧客保護等管理方針 他
- 31 利益相反管理方針 他
- 32 ATM のご案内
- 33 開示項目さくいん



■貸借対照表

(資産の部) (単位: 百万円)

			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金	4,483	4,529	4,588
預 け 金	68,207	83,148	82,863
買入金銭債権	815	892	879
金 銭 の 信 託	0	0	
有 価 証 券	110,508	122,696	123,804
国 債	12,319	15,326	18,535
地 方 債	47,276	43,744	39,737
社 債	37,922	39,323	38,681
株式	165	550	367
その他の証券	12,824	23,752	26,482
貸 出 金	132,727	146,252	145,383
割引手形	863	644	633
手 形 貸 付	9,048	8,254	7,616
証 書 貸 付	116,891	132,284	131,426
当 座 貸 越	5,923	5,069	5,707
その他資産	1,903	1,936	1,970
未決済為替貸	40	34	47
信金中金出資金	1,469	1,469	1,469
前 払 費 用	10	12	11
未 収 収 益	216	261	278
その他の資産	167	159	163
有 形 固 定 資 産	3,434	3,385	3,374
建物	1,479	1,420	1,380
土 地	1,760	1,760	1,760
その他の有形固定資産	193	203	233
無形固定資産	64	45	30
ソフトウェア	56	36	22
その他の無形固定資産	8	8	8
前 払 年 金 費 用	84	76	79
繰 延 税 金 資 産			411
債務保証見返	639	701	643
貸 倒 引 当 金	△670	△ 670	△ 744
(うち個別貸倒引当金)	(△514)	(△ 494)	(△ 576)
資 産 の 部 合 計	322,198	362,994	363,286



(負債の部) (単位: 百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預 金 積 金	299,295	318,613	318,659
当 座 預 金	5,057	6,053	6,248
普 通 預 金	131,256	155,335	163,554
貯 蓄 預 金	1,465	1,472	1,572
通 知 預 金	1,909	336	975
定 期 預 金	149,079	144,550	136,201
定 期 積 金	8,182	8,415	8,012
その他の預金	2,345	2,449	2,096
借 用 金	_	20,500	21,900
借 入 金	_	20,000	21,900
当 座 借 越	_	500	_
その他負債	635	678	651
未決済為替借	53	50	61
未 払 費 用	245	254	214
給付補填備金	1	1	2
未払法人税等	58	124	106
前 受 収 益	67	57	59
払 戻 未 済 金	20	9	11
職員預り金	121	121	129
資 産 除 去 債 務	13	12	12
その他の負債	52	46	53
役員賞与引当金	7	8	9
退職給付引当金	140	137	142
役員退職慰労引当金	137	150	145
睡眠預金払戻損失引当金	27	19	13
偶 発 損 失 引 当 金	64	59	57
債務保証損失引当金	0	0	0
繰延税金負債	75	150	_
債 務 保 証	639	701	643
負債の部合計	301,024	341,020	342,222

(純資産の部)

出 資 金	800	793	782
普 通 出 資 金	800	793	782
利 益 剰 余 金	19,553	20,054	20,625
利 益 準 備 金	820	800	793
その他利益剰余金	18,733	19,254	19,831
特 別 積 立 金	18,250	18,650	19,200
当期未処分剰余金	483	604	631
処 分 未 済 持 分	△2	△ 1	△ 0
会員勘定合計	20,350	20,847	21,407
その他有価証券評価差額金	824	1,126	△ 344
評価・換算差額等合計	824	1,126	△ 344
純資産の部合計	21,174	21,973	21,063
負債及び純資産の部合計	322,198	362,994	363,286

財務諸表

貸借対照表に関する注記

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格の ない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 3.有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建 物(建物附属股備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属股備及び構築物について は定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

その他 2年~20年

- 4.無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用 のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の 減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、そ れ以外のものは零としております。

- 6.外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下[実質破綻先]という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に 陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額 から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払 能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込ん で計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又 は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正 を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当 該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び 保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額 しており、その金額は477百万円であります。

- 8.役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込み額のうち、当 事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産 の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額 を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去 勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 発生年度に費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による 定率法により、翌事業年度から損益処理

当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加 入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企 業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びに これらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)

年金資産の額 1,732,930百万円 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円 美引額 △84,957百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月分)

0.2018%

③ 補足説明 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、 当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金34百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算 定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給 見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 11.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるた め、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上
- 13.債務保証損失引当金は保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必 要と認められる額を計上しております。
- 14.会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に 係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

744百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判 定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度 に係る財務諸表における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産 3,374百万円

有形固定資産は、収支予想に基づき資産グループ毎の将来収支を見積もって減損の要否を判定して おります。当該見積りは、将来の経済情勢や収支環境等に影響を受ける可能性があり、資産グループ の将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に おける有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 47百万円

16.子会社等の株式総額 10百万円 17.子会計等に対する金銭債務総額 28百万円 18.有形固定資産の減価償却累計額 5.178百万円

19.貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、一部の店舗(土地を除く)およびその他の事務用機器等の 一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20.信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。 なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部に ついて保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)に よるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各 勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用 貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに進ずる債権額 493百万円 危険債権額 4,019百万円 三月以上延滞債権額 -百万円 貸出条件緩和債権額 349百万円 4.863百万円 合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等 の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約 に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれ らに進ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支 払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債 権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 21.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより 受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その

22.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 27,183百万円

担保資産に対応する債務

額面金額は633百万円であります。

37百万円 預金 借用金 21,900百万円

上記のほか、為替決済および当座借越の取引の担保として、預け金23,000百万円を差し入れてお ります。

また、その他の資産には、敷金15百万円及び保証金138百万円が含まれております。

23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金 庫の保証債務の額は837百万円であります。

13,461円65銭 24.出資1口当たりの純資産額

25.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このた め、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしてお ります。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価 証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒 されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務規程及び信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件 ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信 管理に関する体制を整備し、運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣によ るALM会議または常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。有価証券の発行 体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画 部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって、金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記してお り、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議または常務会等に おいて実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、 ギャップ分析やVaR分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM会議または常務会 及び理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された運用方針 に基づき、有価証券等取引規程等に従い行われております。

総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほ か、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、ALM会議または常務会及び理事会において定期的に報告されており ます。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する担当をそれぞれ分離し 内部牽制を確立しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」、「預金」等の市場リスク量をVaRにより 月次で観測し、取得したリスク量をリスク管理の定量的分析として利用しております。 当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間3年)により算出

しており、令和4年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で3,082百万円です。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場 リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけ るリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を 考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等 によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開 示しております。

26.金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時 価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次 表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

单	立	ij	j	J	5

貸借対照表計上額	時 価	差 額
82,863	82,680	△ 182
879	878	△ 0
123,735	123,735	-
123,735	123,735	-
145,383		
△ 743		
144,639	145,343	704
352,117	352,637	520
318,659	318,669	9
21,900	21,900	-
340,559	340,569	9
	82,863 879 123,735 123,735 145,383 \$\triangle 743 144,639 352,117 318,659 21,900	82,863 82,680 879 878 123,735 123,735 123,735 123,735 145,383 \$\triangle 743\$ 144,639 145,343 352,117 352,637 318,659 318,669 21,900 21,900

(※1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。 (※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金 を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

受託金融機関が算出した価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によってお ります。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、利子率、残存償還期間、発行体の信用力等による理論価格によってお ります。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から28.に記載しており ます。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当 金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困 難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計 トレている額

② ①以外の債権について、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で 割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしており ます。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引 いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率 を用いております。なお、残存期間が短期間(6カ月以内)のものは時価は帳簿価額と近似して いることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借用金

借用金については、残存期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価

桂却にけ今まれておりません

INTERIOR DO TE COS SOS COS	(単位:白万円)
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(※1)	10
非上場株式(※1)	48
信金中金出資金(※1)	1,469
組合出資金(※2)	11
合 計	1,538

(※1)子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第 19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開 示の対象とはしておりません。

- (※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指 針](令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- 27.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」 「社債」「その他(債券)」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

その他有価証券

ての他有価証券						(単位:百万円)
		種 類		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
	株		式	250	189	61
	債		券	62,365	61,724	640
	玉		債	7,320	7,195	125
貸借対照表計上額が取得原	地	方	債	30,026	29,706	319
価を超えるもの	社		債	22,801	22,622	178
	そ	の他(債	券)	2,217	2,200	17
	そ	の	他	6,712	6,312	400
		小 計		69,328	68,226	1,102
	株		式	58	62	△ 3
	債		券	42,493	43,357	△ 863
	玉		債	11,214	11,545	△ 331
貸借対照表計上額が取得原	地	方	債	9,711	9,842	△ 130
価を超えないもの	社		債	15,880	16,060	△ 180
	そ	の他(債	券)	5,687	5,908	△ 221
	そ	の	他	11,854	12,564	△ 710
		小 計		54,406	55,984	△ 1,578
合 計				123,735	124,211	△ 475

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

							売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株						式	986	54	59
債						券	906	4	-
玉						債	-	-	_
地			方			債	504	2	-
社						債	402	2	-
そ	の	他	(債	券)	-	-	-
そ		(カ			他	4,187	119	224
		合	計				6,081	179	283

29.当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反 がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融 資未実行残高は、11.160百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが6.837百万円あ ります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのも のが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が 実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられて おります。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定 期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信 保全上の措置等を講じております。

30.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	283百万円	
退職給付引当金	39	
減価償却超過額	30	
有価証券評価損	2	
その他有価証券評価差額金	131	
その他	149	
繰延税金資産小計	637	
評価性引当額	△ 204	
繰延税金資産合計	433	
繰延税金負債		
前払年金費用	22	
 繰延税金負債合計	22	
繰延税金負債の純額	411	

31. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額 は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は12 百万円であります。

32.会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」 という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更して おります。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込 方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から 適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7 月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、 将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響はありません。

33 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(会和2年1月24日内関府会第3号)が会和4年3月31日から施行さ れたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関 する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。





■損益計算書

(単位: 千円)

経 常 収 益 3,932,334 3,714,749 3,936,618 資金 運 用 収 益 3,256,160 3,140,838 3,311,150 負担 出金 利 息 2,051,046 2,097,445 2,097,079 預 け 金 利 息 114,144 129,812 147,920 有価証券利息配当金 1,052,639 873,885 1,025,557 その他の受入利息 38,331 39,693 40,593 後務 取 引 等 収 益 416,371 416,177 413,358 受入 為替手数料 172,917 176,821 144,883 その他の役務収益 243,453 239,355 268,475 その他の受務収益 124,453 239,355 268,475 その他の業務収益 119,356 89,798 97,923 貸倒引当金戻入益 41,170 — — — (慣却 債権 取 立益 17,058 6,241 16,678 47,781 金銭の信託運用益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				ı	(単位: 千円)
資金運用収益 3.256,160 3.140,838 3.311,150 貸出金利息 2.051,046 2,097,445 2,097,079 預付金利息 114,144 129,812 147,920 有価証券利息配当金 1.052,639 873,885 1,025,557 その他の受入利息 38,331 39,693 40,593 後務取引等収益 416,371 416,177 413,358 受入為替手数料 172,917 176,821 144,883 その他の役務収益 243,453 239,355 268,475 その他の養務収益 140,446 67,935 114,185 面債等債券売却益 127,213 52,321 108,433 その他の業務収益 119,356 89,798 97,923 貸倒引当金戻入益 41,170 — — 偏超機権取立益 17,058 6,241 16,678 株式等売却益 37,251 59,784 70,781 金銭の信託連用益 0 0 0 その他の管帯収益 23,875 23,772 10,463 養費用 33,859,027 3,043,678 3,140,923 資金額 産費		科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
算出金利息 114,144 129,812 147,920 147,920 有価証券利息配当金 1,052,639 873,885 1,025,557 その他の受入利息 38,331 39,693 40,593 役務取引等収益 172,917 176,821 144,883 293,355 268,475 その他の受予利益 140,446 67,935 114,185 国債等債券売却益 127,213 52,321 108,433 その他の業務収益 119,356 89,798 97,923 貸倒引当金雇人额 170,58 6,241 16,678 4元,751 59,784 70,781 金銭の信託連用益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	経	常 収 益	3,932,334	3,714,749	3,936,618
預け金利息		資 金 運 用 収 益	3,256,160	3,140,838	3,311,150
		貸出金利息	2,051,046	2,097,445	2,097,079
その他の受入利息		預 け 金 利 息	114,144	129,812	147,920
後 務 取 引 等 収 益		有価証券利息配当金	1,052,639	873,885	1,025,557
受入為替手数料		その他の受入利息	38,331	39,693	40,593
その他の役務収益 243,453 239,355 268,475 114,185 目債等債券売却益 127,213 52,321 108,433 その他の業務収益 13,232 15,613 5,751 その他経常収益 119,356 89,798 97,923 貸倒引当金戻入益 41,170 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		役務取引等収益	416,371	416,177	413,358
その他業務収益 140,446 67,935 114,185 108,433 その他の業務収益 13,232 15,613 5,751 70 他経常収益 119,356 89,798 97,923 166,678 4 式等売却益 37,251 59,784 70,781 金銭の信託運用益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		受入為替手数料	172,917	176,821	144,883
国債等債券売却益		その他の役務収益	243,453	239,355	268,475
その他の業務収益 13,232 15,613 5,751		その他業務収益	140,446	67,935	114,185
その他経常収益 貸倒引当金戻入益 債却債権取立益 株式等売却益 金銭の信託運用益 その他の経常収益 23,875 超 費用 3,359,027 約6,041 治付補填備金繰入額 市支払為替手数料 その他の役務費用 20,523 その他の後務費用 国債等債券偿還損 その他の業務費用 1,138 経 20,031 26,072 20,512 給付補填備金繰入額 (1,158 (1,383) (22,364 (23,264) (23,264) (24) (25,781) (26),314 (26),314 (26),314 (26),314 (26),314 (26),314 (26),314 (26),314 (26),314 (26),314 (26),256 (22),332 (27),316 (20),316 (20),316 (21),326 (22),332 (23),43,678 (24),488 (25),256 (22),332 (26),781 (26),314 (26),314 (26),256 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (22),332 (27),1166 (21),208 (25),268 (25),260 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),268 (25),278 (26),278 (26),278 (27),278 (28)		国債等債券売却益	127,213	52,321	108,433
貸倒引当金戻入益 41,170 一		その他の業務収益	13,232	15,613	5,751
関 却 債 権 取 立 益 株 式 等 売 却 益 37,251 59,784 70,781		その他経常収益	119,356	89,798	97,923
株式等売却益金銭の信託運用益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		貸倒引当金戻入益	41,170	_	_
金銭の信託運用益		償却債権取立益	17,058	6,241	16,678
程 常 費 用 3,359,027 3,043,678 3,140,923 資金調達費用 33,823 28,087 22,364 預金利息 32,031 26,072 20,512 給付補填備金繰入額 1,158 1,383 1,220 借用金利息 - 8 - 2の他の支払利息 633 622 630 役務取引等費用 265,781 260,314 263,256 支払為替手数料 50,523 49,148 40,924 その他の役務費用 215,257 211,166 222,332 その他業務費用 122,241 46,828 15,001 国債等債券而却損 122,241 46,828 15,001 国債等債券債選損 114,727 67,293 166,144 その他の業務費用 1,138 4,335 1,062 経 費 2,607,508 2,540,154 2,459,864 人件費 1,527,008 1,509,568 1,488,256 物件費 1,022,788 974,008 872,926 税金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額		株式等売却益	37,251	59,784	70,781
経 常 費 用 3,359,027 3,043,678 22,364 預 金 制 達 費 用 33,823 26,072 20,512 給付補填備金繰入額 1,158 1,383 1,220 借 用 金 利 息 633 622 630 役務取引等費用 265,781 260,314 263,256 支払為替手数料 50,523 49,148 40,924 その他の役務費用 215,257 211,166 222,332 その他業務費用 122,241 46,828 15,001 国債等債券償週損 114,727 67,293 166,144 その他の業務費用 1,138 4,335 1,062 2,540,154 2,459,864 人 件 費 1,527,008 1,509,568 1,488,256 物 件 費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 貸 出 金 償 却 32,354 - 3,273 株式等売却損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 657		金銭の信託運用益	0	0	0
資金調達費用 33,823 28,087 22,364 預金利息 32,031 26,072 20,512 給付補填備金繰入額 信用金利息 1,158 1,383 1,220 信用金利息 - 8 - その他の支払利息 633 622 630 役務取引等費用 265,781 260,314 263,256 支払為替手数料 50,523 49,148 40,924 その他の役務費用 215,257 211,166 222,332 その他業務費用 238,107 118,457 182,208 国債等債券償還損 114,727 67,293 166,144 その他の業務費用 1,138 4,335 1,062 経 費 2,607,508 2,540,154 2,459,864 人件費 1,527,008 1,509,568 1,488,256 物件費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 - 14,907 78,987 貸別引金 - 3,273 株式等売却 100,147 17,647 103,714		その他の経常収益	23,875	23,772	10,463
預金利息 32,031 26,072 1,383 1,220 倍用金利息 - 8 633 622 630 633 622 630 630 625 630 633 622 630 630 633 622 630 630 633 622 630 630 633 622 630 630 633 622 630 630 633 622 630 630 633 622 630 630 633 622 630 630 633 622 630 630 632 630 630 632 630 632 630 632 630 630 630 630 630 630 630 630 630 630	経	常費用	3,359,027	3,043,678	3,140,923
総付補填備金繰入額		資 金 調 達 費 用	33,823	28,087	22,364
借用金利息 その他の支払利息 633 622 630 役務取引等費用 50,523 49,148 40,924 その他の役務費用 215,257 211,166 222,332 その他業務費用 122,241 国債等債券売却損 122,241 名の他の業務費用 1,138 4,335 1,062 経費 2,607,508 人件費 1,527,008 1,509,568 物件費 1,022,788 物件費 1,022,788 974,008 872,926 税金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 中間 32,354 中 1,907 78,987 貸出金價却 32,354 日 1,062 1,7647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		預 金 利 息	32,031	26,072	20,512
その他の支払利息 役務取引等費用 支払為替手数料 たの他の役務費用 215,257 211,166 222,332 その他の役務費用 238,107 国債等債券売却損 国債等債券売却損 122,241 その他の業務費用 1,138 その他の業務費用 1,138 4,335 1,062 2,540,154 人件費 1,527,008 1,509,568 物件費 1,022,788 974,008 872,926 税金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 貸倒引当金繰入額 貸出金機入額 貸出金債力 株式等売却損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 263,256 260,314 263,256 249,148 40,924 40,828 15,001 182,208 166,144 4335 1,062 2,540,154 2,459,864 1,488,256 40 41,907 48,987 49,148 40,924		給付補填備金繰入額	1,158	1,383	1,220
役務取引等費用		借用金利息	_	8	_
支払為替手数料 その他の役務費用 215,257 211,166 222,332 その他業務費用 238,107 118,457 182,208 国債等債券売却損 122,241 46,828 15,001 国債等債券償還損 114,727 67,293 166,144 その他の業務費用 1,138 4,335 1,062 経 費 2,607,508 2,540,154 人件費 1,527,008 対 作費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 大の世経費却 32,354 株式等売却損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 657		その他の支払利息	633	622	630
その他の役務費用 その他業務費用 国債等債券売却損 国債等債券売却損 122,241 46,828 15,001 国債等債券償還損 その他の業務費用 1,138 4,335 1,062 名人件費 1,527,008 1,509,568 1,488,256 物件費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 貸倒引当金繰入額 - 14,907 78,987 貸出金償却 32,354 - 3,273 株式等売却損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		役務取引等費用	265,781	260,314	263,256
その他業務費用 国債等債券売却損 国債等債券債還損 その他の業務費用 人件費 物件費 1,022,788 物件費 1,022,788 分の他経常費用 213,806 資出金 償却 32,354 株式等売却損 100,147 その他の資産償却		支払為替手数料	50,523	49,148	40,924
国債等債券売却損 122,241 46,828 15,001 166,144 70 00 00 業務費用 1,138 4,335 1,062 2,540,154 2,459,864 人 件 費 1,527,008 1,509,568 1,488,256 物 件 費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 78,987 貸 出 金 償 却 32,354 - 3,273 株 式 等 売 却 損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		その他の役務費用	215,257	211,166	222,332
国債等債券償還損 114,727 67,293 166,144 4,335 1,062 2,607,508 2,540,154 2,459,864 1,509,568 1,488,256 物 件 費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 ー 14,907 78,987 貸 出 金 償 却 32,354 ー 3,273 株 式 等 売 却 損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		その他業務費用	238,107	118,457	182,208
その他の業務費用 1,138 4,335 1,062 2,459,864 人 件 費 1,527,008 1,509,568 1,488,256 物 件 費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 - 14,907 78,987 貸 出金償却 32,354 - 3,273 株式等売却損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		国債等債券売却損	122,241	46,828	15,001
経 費 2,607,508 2,540,154 2,459,864 1,509,568 1,488,256 物 件 費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 ー 14,907 78,987 貸 出 金 償 却 32,354 ー 3,273 株 式 等 売 却 損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		国債等債券償還損	114,727	67,293	166,144
人 件 費 1,527,008 1,509,568 1,488,256 物 件 費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 - 14,907 78,987 貸 出 金 償 却 32,354 - 3,273 株 式 等 売 却 損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		その他の業務費用	1,138	4,335	1,062
物 件 費 1,022,788 974,008 872,926 税 金 57,712 56,577 98,681 7 の 他 経 常 費 用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 - 14,907 78,987 貸 出 金 償 却 32,354 - 3,273 株 式 等 売 却 損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		経 費	2,607,508	2,540,154	2,459,864
税 金 57,712 56,577 98,681 その他経常費用 213,806 96,663 213,229 貸倒引当金繰入額 - 14,907 78,987 貸 出 金 償 却 32,354 - 3,273 株式等売却損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		人 件 費	1,527,008	1,509,568	1,488,256
その他経常費用 貸倒引当金繰入額 貸出金償却 株式等売却損 その他の資産償却 574 96,663 213,229 14,907 78,987 - 3,273 17,647 103,714 - 657		物件費	1,022,788	974,008	872,926
貸倒引当金繰入額 - 14,907 78,987 貸 出 金 償 却 32,354 - 3,273 株 式 等 売 却 損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		税金	57,712	56,577	98,681
貸 出 金 償 却 32,354 - 3,273 株 式 等 売 却 損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		その他経常費用	213,806	96,663	213,229
株式等売却損 100,147 17,647 103,714 その他の資産償却 574 574 657		貸倒引当金繰入額	_	14,907	78,987
その他の資産償却 574 574 657		貸出金償却	32,354	_	3,273
		株式等売却損	100,147	17,647	103,714
その他の経常費用 80,730 63,533 26,596		その他の資産償却	574	574	657
		その他の経常費用	80,730	63,533	26,596



- 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 2.子会社との取引による費用総額は8,500千円であります。
- 2.寸云代との取引による資用総額は381円90銭であります。
 3.出資1口当たり当期線利益額は381円90銭であります。
 4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準(令和
 2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度に おける顧客との契約から生じる収益は、412,141千円で
- あります。 5.収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりで あります。

取引等の 種類	顧客との契約から生 じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替 業務	送金、代金取立等の内 国為替業務に基づく 受入手数料(一般顧客 から受領する手数料 のほか、銀行間手数料 を含む)	
外国為替 業務	外国為替送金等の外 国為替業務に基づく 受入手数料	これらの取引の履
	手形小切手交付手数料、口座 料、再発行手数料、口座 振替手数料、口座維持 手数料、融資取扱手数 料、担保不動産事務手 数料等の預金・貸出金 業務関係の受入手数料	行義務は、通常、対 価の保証を に充足として、一時 原則となるた時 で収益する おります。 なお、履行義務のな 足が 1 年超と
その他の 役務取引等	投信販売手数料や保 険販売手数料等の証 券・保険販売業務関係 の受入手数料	取引はありません。
	保護預り・貸金庫業務 関係の受入手数料	
	その他の役務取引等 業務に関係する受入 手数料	

(注) 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益につい 顧問面の元却益というだ金融取ら得に味る収益に入りては、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一週性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

(次ページへ続く)

(単位: 千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 利 益	573,306	671,071	795,695
特 別 損 失	61	2,314	802
固定資産処分損	61	2,314	802
税引前当期純利益	573,245	668,757	794,893
法人税、住民税及び事業税	136,800	175,748	192,534
法人税等調整額	△3,904	△ 40,850	145
法 人 税 等 合 計	132,895	134,898	192,679
当 期 純 利 益	440,350	533,859	602,213
繰越金(当期首残高)	42,650	70,922	29,567
当 期 未 処 分 剰 余 金	483,000	604,781	631,781

■剰余金処分計算書

(単位: 千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当期未処分剰余金	483,000	604,781	631,781
積 立 金 取 崩 額	19,881	6,439	10,773
利益準備金限度超過取崩額	19,881	6,439	10,773
剰 余 金 処 分 額	431,959	581,652	631,306
普通出資に対する配当金	31,959	31,652	31,306
(配当率)	(年4.0%)	(年4.0%)	(年4.0%)
特別積立金	400,000	550,000	600,000
繰越金(当期末残高)	70,922	29,567	11,247

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日 本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。) 並びに財務諸 表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月20日

空知信用金庫 理事長 熊尾 憲昭

経営の状況



■業務粗利益

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	3,222,336	3,112,750	3,288,786
資金運用収益	3,256,160	3,140,838	3,311,150
資 金 調 達 費 用	33,823	28,087	22,364
役務取引等収支	150,589	155,862	150,102
役務取引等収益	416,371	416,177	413,358
役務取引等費用	265,781	260,314	263,256
その他業務収支	△ 97,660	△ 50,522	△ 68,022
その他業務収益	140,446	67,935	114,185
その他業務費用	238,107	118,457	182,208
業務粗利益	3,275,265	3,218,090	3,370,865
業務粗利益率	1.05%	0.93%	0.90%

⁽注) 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。 業務粗利益 資金運用勘定計平均残高 ×100

■業務純益

(単位:千円)

						令和2年度	令和3年度
業	業務		純	純		686,399	937,707
実	質 業		務 純		益	706,678	929,144
	コーアー業務に純益				益	768,480	1,001,857
コア美	業務純益	(投資信	託解約	734,214	915,409		

■資金運用収支の内訳

		<u> </u>	均残高(百万	円)		利息(千円)			利回り(%)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
資	金運用勘定	309,083	343,136	370,451	3,256,160	3,140,838	3,311,150	1.05	0.91	0.89	
	うち貸出金	130,475	142,385	146,676	2,051,046	2,097,445	2,097,079	1.57	1.47	1.42	
	う ち 預 け 金	63,582	81,681	95,554	114,144	129,812	147,920	0.17	0.15	0.15	
	うち有価証券	113,305	116,798	125,736	1,052,639	873,885	1,025,557	0.92	0.74	0.81	
資	金調達勘定	295,970	329,870	356,602	33,823	28,087	22,364	0.01	0.00	0.00	
	うち預金積金	295,842	317,644	335,147	33,189	27,456	21,733	0.01	0.00	0.00	
	うち借用金	_	12,099	21,326	_	8	_	_	0.00	0.00	

⁽注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

■利鞘

(単位:%)

							令和元年度	令和2年度	令和3年度
資	金	運	用	利		Ŋ	1.05	0.91	0.89
資	金	調	達	原	価	率	0.88	0.76	0.69
総	貸	Į	金	Ŧ	IJ	鞘	0.17	0.15	0.20

■利益率 (単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.18	0.19	0.21
総資産当期純利益率	0.13	0.15	0.15

総資産経常(当期純)利益率 経常(当期純)利益 = 総資産 (平残) - 債務保証見返 (平残)

■受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

			令和2年度			令和3年度	
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受	取 利 息	605,934	△ 721,256	△ 115,322	241,683	△ 71,371	170,312
	うち貸出金	149,316	△ 102,917	46,399	△ 15,485	15,119	△ 366
	う ち 預 け 金	26,246	△ 10,578	15,668	21,372	△ 3,264	18,108
	うち有価証券	33,639	△ 212,393	△ 178,754	69,640	82,031	151,672
支	払 利 息	4,679	△ 10,415	△ 5,736	2,542	△ 8,265	△ 5,723
	うち預金積金	2,711	△ 8,444	△ 5,733	1,619	△ 7,342	△ 5,723
	うち借用金	8	_	8	25	△ 33	△ 8

⁽注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

⁽注) 1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託連用見合費用) 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。 来が東川には、かんは人下兵のノラの代見員子守のような場合がが依頼寺でとまないこととしています。 また、貸倒引当金線人額が全体として線入超過の場合、一般貸倒引当金線人額(または取崩額)を含みます。 2.実質業務純益:業務純益十一般貸倒引当金線人額 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金線人額の影響を除いたものです。 3.コア業務純益=実質業務純益・国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券 償却を通算した損益です。

■預金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

						令和元年度	令和2年度	令和3年度
流	充動性預言		协 性 預		金	130,870	158,636	181,811
	う	ち 有		息	預 金	114,941	137,687	150,346
定		期	性	預	金	163,947	157,965	152,269
	定 期 預 金 155		155,819	149,745	144,202			
	定		期	積	金	8,127	8,219	8,067
そ		の他		他	1,024 1,042		1,066	
	計		295,842	317,644	335,147			
譲		渡	性	預	金	_	_	_
合					計	295,842	317,644	335,147

⁽注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 2.定期性預金=定期預金+定期積金 3.その他=別段預金+納税準備預金

■定期預金期末残高

(単位:百万円)

				令和元年度	令和2年度	令和3年度
京	期	預	金	149,079	144,550	136,201
	固定金	利 定 期	預 金	140,443	136,642	129,166
	変 動 金	利 定 期	預 金	8,636	7,908	7,034
	そ	の	他	_	_	_

■預金科目別残高

(単位:百万円)

				令和元	年度	令和 2	2年度	令和3	年度
当	座	預	金	5,057	(1.6)	6,053	(1.8)	6,248	(1.9)
普	通	預	金	131,256	(43.8)	155,335	(48.7)	163,554	(51.3)
貯	蓄	預	金	1,465	(0.4)	1,472	(0.4)	1,572	(0.4)
通	知	預	金	1,909	(0.6)	336	(0.1)	975	(0.3)
別	段・納	税準備	預 金	2,345	(0.7)	2,449	(0.7)	2,096	(0.6)
定	期	預	金	149,079	(49.8)	144,550	(45.3)	136,201	(42.7)
定	期	積	金	8,182	(2.7)	8,415	(2.6)	8,012	(2.5)
譲	渡	性 預	金	_	(-)	_	(-)	_	(-)
合			計	299,295	(100.0)	318,613	(100.0)	318,659	(100.0)
会	員	預	金	88,560	(29.5)	101,997	(32.0)	100,376	(31.4)
会	員	外 預	金	210,735	(70.4)	216,616	(67.9)	218,283	(68.5)

(注)()内は構成比%

経営の状況



■貸出金平均残高

(単位:百万円)

				令和元年度	令和2年度	令和3年度
割	引	手	形	987	625	639
手	形	貸	付	9,079	8,101	7,821
証	書	貸	付	115,527	128,898	133,537
当	座	貸	越	4,879	4,761	4,677
合			計	130,475	142,385	146,676

■貸出金残高

(単位:百万円)

							令和3年度	
貸	貸 出 金		出 金 146,252		146,252	145,383		
	う	ち	変	動	金	利	29,520	31,819
	う	ち	固	定	金	利	116,732	113,563

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

				令和元年度	令和2年度	令和3年度																																			
当	金	庫	預	金	積	金	1,027	786	729																																
有		価		証		券	12	12	12																																
動						産	_	_	_																																
不			動			産	36,917	36,554	38,361																																
そ			の			他	_	-	_																																
			計				37,957	37,353	39,103																																
信月	用保	証協	会	・信	用货	R 険	48,874	65,820	66,041																																
保	保証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		12,645	9,987	9,169
信	信用		用		用		用		用		用		用		用		用		用		用		33,250	33,091	31,069																
合	合 計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		132,727	146,252	145,383

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

								(1 == 231 3)																																							
				令和2年度	令和3年度																																										
当	金	庫	預	金	積	金	0	0																																							
有		価		証		券	_	_																																							
動						産	_	_																																							
不			動			産	9	0																																							
そ		の 他		他	_	_																																									
			計				9	0																																							
信	用 保 証 協 会・信用保険		・信用保険		会・信用保険		会・信用保険		・信用保険		・信用保険		会・信用保険		・信用保険		・信用保険		会・信用保険		会・信用保険		・信用保険		会・信用保険		・信用保険		・信用保険		・信用保険		・信用保険		呆険	1	1										
保	証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証		証	193	202																				
信	用		用		用	5	5																																								
合			計	209	207																																										

■貸出金使途別残高

(単位:百万円)

							(-12.07513/	
				令和 2	2年度	令和3年度		
				残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	
設	備	資	金	77,273	52.8	80,931	55.6	
運	転	資	金	68,979	47.1	64,451	44.3	
合			計	146,252	100.0	145,383	100.0	

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

		令和2年度			令和3年度	(半位,日八口)
業種区分	貸出先数		構成比(%)	貸出先数	貸出金残高	構成比(%)
製造業	139	3,089	2.1	135	3,136	2.1
農業、林業	150	972	0.6	185	1,153	0.7
漁業	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	6	240	0.1	6	219	0.1
建設業	683	16,684	11.4	699	16,223	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	11	192	0.1	13	169	0.1
情報通信業	21	529	0.3	20	518	0.3
運輸業、郵便業	103	3,658	2.5	105	3,539	2.4
卸 売 業 、 小 売 業	452	11,073	7.5	454	9,648	6.6
金融業、保険業	23	2,604	1.7	24	2,476	1.7
不 動 産 業	814	32,294	22.0	855	33,761	23.2
物品質貸業	13	1,598	1.0	13	1,468	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	42	555	0.3	41	571	0.3
宿 泊 業	11	591	0.4	11	545	0.3
飲食業	194	1,845	1.2	206	1,773	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	49	425	0.2	51	348	0.2
教育・学習支援業	14	122	0.0	15	125	0.0
医療 · 福 祉	151	6,263	4.2	157	5,908	4.0
その他のサービス業	389	5,293	3.6	399	5,890	4.0
小 計	3,265	88,036	60.1	3,389	87,489	60.1
地 方 公 共 団 体	8	24,130	16.4	7	22,864	15.7
個 人	7,260	34,085	23.3	7,124	35,029	24.0
合 計	10,533	146,252	100.0	10,520	145,383	100.0

[※]業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

						令和2	2年度	令和3年度		
						残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	
消	費	者		_	ン	5,124	15.5	5,676	16.4	
住	宅]	_	ン	27,926	84.4	28,967	83.6	
合					計	33,051	100.0	34,643	100.0	

■貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

												(+12.07)1 1/								
						年 度	期首残高	当期増加額	当期源	或少額	期末残高									
							十 反	州日汉同	一分为中川铁	目的使用	その他	州水戏同								
	も 几	44	<i> </i> <u> </u>	21	214	_	令和2年度	156	176	_	156	176								
	般	貸	倒	引	当	金	令和3年度	176	168	_	176	168								
/III		44	<i> </i> <u> </u>	21	214	_	令和2年度	514	494	14	499	494								
個	別	貸	倒	引	当	金	令和3年度	494	576	5	488	576								
_															令和2年度	670	670	14	655	670
合					計	令和3年度	670	744	5	665	744									

■貸出金償却

(単位:千円)

					令和 2 年度	令和3年度
貸	出	金	償	却	-	3,273



■預貸率 (単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度
貸 出 金 (A)	期 末	146,252	145,383
	期中平均	142,385	146,676
預 金 積 金 (B)	期末	318,613	318,659
	期中平均	317,644	335,147
預貸率 (A)/(B)	期末	45.90%	45.62%
	期中平均	44.82%	43.76%

⁽注) 預金積金には譲渡性預金を含んでおります。

■信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

	区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	· 保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
破		令和2年度	490	490	384	106	100.00	100.00
2	れらに準ずる債権	令和3年度	493	493	362	130	100.00	100.00
危		令和2年度	2,605	2,406	2,018	387	92.35	66.07
70		令和3年度	4,019	3,737	3,291	445	92.97	61.20
要		令和2年度	257	99	84	14	38.50	8.59
32		令和3年度	349	143	123	20	41.15	8.93
	一日以上江洪唐朱	令和2年度	_	_	_	_	_	_
	三月以上延滞債権	令和3年度	_	_	_	_	_	_
	公山夕此经和唐 梅	令和2年度	257	99	84	14	38.50	8.59
	貸出条件緩和債権	令和3年度	349	143	123	20	41.15	8.93
411	= ↓	令和2年度	3,353	2,996	2,487	508	89.33	58.73
小	計 (A)	令和3年度	4,863	4,374	3,778	596	89.95	54.99
IE	· 常債権(B)	令和2年度	144,432					
110		令和3年度	142,048					
44	: 与信残高(A)+(B)	令和2年度	147,785					
祁	i J 后戏同(A) + (B)	令和3年度	146,911					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立で等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、

 - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金合計額です。
 - 3. 「受自性機能」とは、旧内地球はエンリーバウエル連の時間、10名の3つの例に加えて196世末に成立する利益が自己はできる。 4. 「三月以上部帰債権」とは、「本文しは利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上運転している資出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、

 - 「限定更生素権及びごれらに準づる債権」「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない資出金です。

 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

 - 7. 「資明日当金」(d)には、正常債権に対する一般質問日当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

■有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

	区 :	分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
	丰	令和2年度	1,305	3,058	2,452	_	_	8,508	_	15,326
国	債	令和3年度	904	4,051	506	_	791	12,280	_	18,535
₩ +	丰	令和2年度	5,373	14,134	15,744	946	1,820	5,724	_	43,744
地方	債	令和3年度	7,511	11,575	11,258	1,152	1,822	6,418	_	39,737
- -	丰	令和2年度	1,821	9,707	10,060	6,990	6,193	4,549	_	39,323
社	債	令和3年度	5,359	8,504	10,281	4,653	4,501	5,380	_	38,681
+/+	-	令和2年度	_	_	_	_	_	_	550	550
株	式	令和3年度	_	_	_	_	_	_	367	367
外国証	E 券	令和2年度	_	801	1,310	98	1,919	1,379	2,405	7,915
外国証	上 芬	令和3年度	_	1,498	603	399	3,255	2,148	3,193	11,098
スの供の	=π **	令和2年度	_	755	3,077	1,160	6,628	1,103	3,111	15,836
その他の	证芬	令和3年度	127	1,396	1,982	3,139	5,827	88	2,821	15,384
<u> </u>	計	令和2年度	8,500	28,458	32,644	9,196	16,562	21,265	6,067	122,696
合	āl	令和3年度	13,902	27,026	24,632	9,344	16,198	26,317	6,383	123,804

■有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:百万円)

	F	<u> </u>			令和2	2年度	令和3	3年度
	<u></u>	<u> </u>	<i></i>		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国				債	15,326	14,016	18,535	16,770
地		方		債	43,744	45,487	39,737	42,623
政	府	保	証	債	15,490	15,647	14,143	14,814
公	社	公	団	債	4,272	3,847	4,028	4,300
金		融		債	1,327	1,316	1,318	1,313
事		業		債	18,232	17,614	19,190	18,719
株				式	550	258	367	478
外	玉		証	券	7,915	6,093	11,098	9,944
そ	の f	也 の) 証	券	15,836	12,517	15,384	16,770
合				計	122,696	116,798	123,804	125,736

(注)短期社債、新株予約権付社債および貸付有価証券の残高はありません。また、売買目的および満期保有目的の有価証券はありません。

■預証率 (単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度
有 価 証 券 (A)	期末	122,696	123,804
	期中平均	116,798	125,736
預 金 積 金 (B)	期末	318,613	318,659
18 W 18 W (b)	期中平均	317,644	335,147
	期末	38.50%	38.85%
лх ш + (Л)/(D)	期中平均	36.77%	37.51%

経営の状況



■有価証券の時価情報

- (1) 売買目的の有価証券/該当する数字がございません。
- (2) 満期保有目的の債券/該当する数字がございません。
- (3) 子会社・子法人等株式で時価のあるもの/該当する数字がございません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

			令和2年度			令和3年度	
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
	株式	418	341	76	250	189	61
	債 券	81,796	80,580	1,216	62,365	61,724	640
	国 債	10,025	9,792	232	7,320	7,195	125
貸借対照表計上額が	地方債	39,923	39,331	592	30,026	29,706	319
取得原価を超えるもの	社 債	29,002	28,653	348	22,801	22,622	178
	その他(債券)	2,844	2,801	43	2,217	2,200	17
	そ の 他	11,485	10,749	736	6,712	6,312	400
	小 計	93,700	91,671	2,028	69,328	68,226	1,102
	株 式	74	77	△ 2	58	62	△ 3
	債 券	22,106	22,364	△ 257	42,493	43,357	△ 863
	国 債	5,300	5,383	△ 83	11,214	11,545	△ 331
貸借対照表計上額が	地 方 債	3,820	3,860	△ 40	9,711	9,842	△ 130
取得原価を超えないもの	社 債	10,321	10,410	△ 89	15,880	16,060	△ 180
	その他(債券)	2,664	2,709	△ 44	5,687	5,908	△ 221
	その他	6,747	6,958	△ 211	11,854	12,564	△ 710
	小 計	28,928	29,399	△ 471	54,406	55,984	△ 1,578
合	計	122,628	121,071	1,556	123,735	124,211	△ 475

⁽注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

									(1 = 3/3/3/			
								貸借対照表計上額				
								令和2年度	令和3年度			
子	会	社・子	法	人	等	株	式	10	10			
非		上	場		株		式	48	48			
組		合	出		資		金	9	11			
信	金	中	金	出		資	金	1,469	1,469			
合							計	1,536	1,538			

■商品有価証券/該当する数字がございません。

■デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引 / 該当する数字がございません。

■金銭の信託

(1) 運用目的、満期保有目的/該当する数字がございません。

(2) その他の金銭の信託

(単位:百万円)

		令和2年度					令和3年度		
貸借対照表計 上額	取得原価	差額	照表計上額 が取得原価	うち貸借対照 表計上額が取 得 原 価 を 超えないもの	貸借対照表計 上額	取得原価	左	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるもの	得原価を
0	0	0	0	_	_	_	_	_	_

■経費の内訳 (単位:千円)

				(+12:113)
	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人	、 件 費	1,527,008	1,509,568	1,488,256
	報酬給料手当	1,194,730	1,174,478	1,167,638
	退職給付費用	137,468	142,996	130,408
	そ の 他	194,809	192,093	190,209
牧	件費	1,022,788	974,008	872,926
	事 務 費	360,799	365,023	316,025
	(うち旅費・交通費)	(5,509)	(3,210)	(3,488)
	(うち通信費)	(49,753)	(48,007)	(41,589)
	(うち事務機械賃借料)	(402)	(539)	(420)
	(うち事務委託費)	(216,992)	(208,420)	(190,895)
	固 定 資 産 費	272,385	276,202	238,734
	(うち土地建物賃借料)	(63,762)	(62,863)	(58,959)
	(うち保全管理費)	(139,553)	(127,101)	(109,534)
	事 業 費	67,168	51,919	53,178
	(うち広告宣伝費)	(25,315)	(22,168)	(17,163)
	(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(33,225)	(21,909)	(29,196)
	人 事 厚 生 費	23,584	18,030	14,402
	減 価 償 却 費	202,870	168,729	155,566
	そ の 他	95,980	94,102	95,019
移	金金	57,712	56,577	98,681
e	i ii	2,607,508	2,540,154	2,459,864

〈役職員の報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職 務執行の対価として支払う「基本報酬 | 及び「賞与 |、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労 金|で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会に おいて、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決 定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等 を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当 金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額 及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	110百万円

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退 任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、退職慰労金の算出にあたり、一定の基準を定めており、あらか じめ総代会において定められた基準による相当額の範囲内において、 贈呈の時期・方法ともに理事については理事会に一任し、監事につい ては監事会の協議に委ねることを決議しております。

(注) 1.対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。 2.上記の内訳は、「基本報酬」84百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。 なお、今和3年度の賞与の支払いは8百万円でした 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金と当年度に繰り入れた退職慰労引当金の合計額です。 3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財 産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤 (注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職したものも含めております 役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員 が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財 産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和3年度においては、対象職員等に該当するものはいませんでした。

- 2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫における経営上の重要性を勘察し 選定しております。
- 該当するのは、空知しんきんビジネスサービス株式会社 1 社です。 3.「同等額」は、令和3年度中に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。 4.令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を 受ける者はいませんでした。

連結財務諸表

空知信用金庫と子会社空知しんきんビジネスサービス (株)との連結会計報告です。

■当金庫グループの主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に各種金融サービスを提供しております。

【事業系統図】

空知信用金庫

玉 内 本店のほか20支店

子会社 ―― 空知しんきんビジネスサービス株式会社

■子会社の状況

(単位:百万円)

名 称	住 所	資本金	事業の内容	設立年月日	当 金 庫 の 議決権比率	子会社等の 議決権比率
空知しんきんビジネス サービス株式会社	岩見沢市3条西6丁目2-1	10	金庫業務事務等の受託	昭和62年12月1日	100.0%	_

■連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連	結	経	常	収	益	3,821	3,905	3,939	3,715	3,936
連	結	経	常	利	益	640	697	574	672	796
親会	注 株 🗄	主に帰属	属する	当期純:	利益	421	512	440	534	602
連	結	純	資	産	額	20,658	22,016	21,188	21,988	21,079
連	結	総	資	産	額	319,952	323,233	322,188	362,984	363,276
連	結 E	自己	資	本 比	率	18.62%	17.27%	17.17%	16.60%	16.73%

■信用金庫法開示債権(リスク管理債権)

単体における事業年度の開示事項と同内容です。(10ページを参照ください)

■連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する 会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生 じた原因

相違点はありません

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社:1社

主要な連結子会社の名称:空知しんきんビジネスサービス株式会社

主要な業務の内容:金庫業務事務等の受託

(3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表 の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含 まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 該当ありません
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 制限等はありません

■連結貸借対照表

(単位:百万円)

			(資	産の	部)			令和2年度	令和3年度
現	4	E D	<u>ን</u>	び,	預	け	金	87,678	87,451
買		入	金		銭	債	権	892	879
金		銭		の		信	託	0	-
有		ſī	5		証		券	122,686	123,794
貸				出			金	146,252	145,383
そ		の		他		資	産	1,936	1,970
有		形	固		定	資	産	3,385	3,375
	建						物	1,420	1,380
	土						地	1,760	1,760
	そ	の他	の	有	形	固定	資 産	204	233
無		形	固		定	資	産	45	30
	ソ	フ	- 1	-	ウ	エ	ア	36	22
	そ	の他	の	無	形	1 定	資 産	8	8
退	職	給	付	に	係	る資	章 産	76	79
繰		延	税		金	資	産	_	411
債		務	保		証	見	返	701	643
貸		倒		引		当	金	△ 670	△ 744
資		産	の		部	合	計	362,984	363,276

(単位:百万円)

(負債の部)	令和2年度	令和3年度
預 金 積 金	318,585	318,631
借用金	20,500	21,900
その他負債	681	653
退職給付に係る負債	137	143
役 員 賞 与 引 当 金	8	9
役員 退職 慰労引当金	151	145
債務保証損失引当金	0	0
その他の引当金	78	71
繰延税金負債	150	_
	701	643
負 債 の 部 合 計	340,996	342,197
(純資産の部)		
出資金	793	782
利 益 剰 余 金	20,069	20,640
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 0
会員勘定合計	20,862	21,423
その他有価証券評価差額金	1,126	△ 344
評価・換算差額等合計	1,126	△ 344
純 資 産 の 部 合 計	21,988	21,079
負債及び純資産の部合計	362,984	363,276
		•

⁽注) 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 2. 出資1口当たりの純資産額は13,471円66銭であります。 ※その他注記項目で親金庫と同じ内容のものは記載を省略しております。

■連結剰余金計算書

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	19,566,759	20,069,781
利 益 剰 余 金 増 加 高	534,981	602,824
親会社株主に帰属する当期純利益	534,981	602,824
利 益 剰 余 金 減 少 高	31,959	31,652
配当金	31,959	31,652
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	20,069,781	20,640,953



■連結損益計算書

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	3,715,640	3,936,621
資 金 運 用 収 益	3,140,838	3,311,150
貸 出 金 利 息	2,097,445	2,097,079
預 け 金 利 息	129,812	147,920
有 価 証 券 利 息 配 当 金	873,885	1,025,557
その他の受入利息	39,693	40,593
役 務 取 引 等 収 益	416,177	413,358
その他業務収益	68,826	114,188
その他経常収益	89,798	97,923
償 却 債 権 取 立 益	6,241	16,678
その他の経常収益	83,557	81,245
経 常 費 用	3,043,249	3,139,944
資 金 調 達 費 用	28,087	22,363
預 金 利 息	26,072	20,512
給付補填備金繰入額	1,383	1,220
借 用 金 利 息	8	-
その他の支払利息	622	630
役 務 取 引 等 費 用	260,314	263,256
その他業務費用	118,457	182,208
経費	2,539,725	2,458,885
その他経常費用	96,663	213,229
貸倒引当金繰入額	14,907	78,987
その他の経常費用	81,755	134,242
経 常 利 益	672,391	796,677
特 別 利 益	3,165	-
その他の特別利益	3,165	-
特 別 損 失	5,596	802
固定資産処分損	2,314	802
その他の特別損失	3,282	_
税金等調整前当期純利益	669,960	795,875
法人税、住民税及び事業税	175,828	192,905
法 人 税 等 調 整 額	△ 40,850	145
法 人 税 等 合 計	134,978	193,050
当期純利益	534,981	602,824
親会社株主に帰属する当期純利益	534,981	602,824

■事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外の事業を一部営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少である ため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

⁽注) 1.記載金額は千円末満を切り捨てて表示しております。 2. 出資1口当たりの当期終利益額は387円20銭であります。 ※その他注記項目で親金庫と同じ内容のものは記載を省略しております。

自己資本の充実の状況 (自己資本比率規制の第3の柱)

自己資本の構成に関する開示事項 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 18
定性的な開示事項	- 18
自己資本調達手段の概要	- 18
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	- 20
オペレーショナル・リスクに関する項目 ―――――	- 20
信用リスク管理の方針及び手続の概要	- 21
信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要	
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関 するリスク管理の方針及び手続の概要	- 24
証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続 の概要	- 25
出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ―	- 25
金利リスクに関する事項 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 26
定量的な開示事項	- 20
自己資本の充実度に関する事項 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 20
信用リスクに関する事項 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
信用リスク削減手法に関する事項 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 24
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関 する事項————	- 24
証券化エクスポージャーに関する事項 ―――――――	- 25
出資等エクスポージャーに関する事項 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー に関する事項 ————————————————————————————————————	- 26
金利リスクに関する事項	- 26
その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるものの うち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の 名称と所要自己資本を下回った額の総額	- 27

自己資本の充実の状況



新自己資本比率規制 (バーゼル皿) による開示について

バーゼル皿とは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した国際的に業務を展開する 銀行の健全性を維持するための新たな自己資本比率規制のことです。国内基準行についてもバーゼルⅡを踏まえ、平成26年3月期 より、自己資本の質の向上等の見直しが図られた新たな自己資本比率規制が適用されました。

この、新自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づいて、当金庫の自己資本の構成等自己資本の充実の状況について情報開 示いたします。

(1) 自己資本の構成に関する事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている出資金のほか、当金庫が利益より積み立てている利益剰余金等で構成されてい ます。なお、連結対象に含まれる子会社は「空知しんきんビジネスサービス株式会社」1社です。

■単体自己資本比率表

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,816	21,376
うち、出資金及び資本剰余金の額	793	782
うち、利益剰余金の額	20,054	20,625
うち、外部流出予定額(△)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	236	226
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	236	226
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに 相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	21,052	21,602
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	22
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシン グ・ライツに係るもの以外の額	32	22
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額で あって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	55	57
自己保有普通出資等(純資産の部に計上され るものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象 資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	_
特定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等 に該当するものに関連するものの額	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額	_	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。)に関連するものの額	-	_

		(単位:百万円)								
項目	令和2年度	令和3年度								
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	_								
うち、その他金融機関等の対象普通出資等 に該当するものに関連するものの額	_	-								
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額	_	_								
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額	_	_								
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	88	79								
自己資本										
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	20,963	21,522								
リスク・アセット等 (3)										
信用リスク・アセットの額の合計額	120,048	122,285								
うち、経過措置によりリスク・アセットの 額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425								
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425								
うち、上記以外に該当するものの額	_	_								
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額	6,293	6,412								
信用リスク・アセット調整額	_	_								
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	-								
リスク・アセット等の額の合計額(二)	126,341	128,697								
単体自己資本比率										
単体自己資本比率((ハ)/(二))	単体自己資本比率((ハ)/(ニ)) 16.59% 16.72%									

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基 づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号) に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■油灶白コ姿未比変主

(単位・五下田)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,830	21,391
うち、出資金及び資本剰余金の額	793	782
うち、利益剰余金の額	20,069	20,640
うち、外部流出予定額(△)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 0
 コア資本に算入されるその他の包括利益累計 顔又は評価・換算差額等		_
うち、為替換算調整勘定	_	_
うち、退職給付に係るものの額	_	_
□ コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引出金の合計額	236	226
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	236	226
うち、適格引当金コア資本算入額		_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に 系る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通 じて発行された資本調達手段の額のうち、コ ア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額 の45パーセントに相当する額のうち、コア資 本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	_
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,066	21,618
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ ソに係るものを除く。)の合計額	32	22
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を 含む。)の額	_	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング ・ライツに係るもの以外の額	32	22
操延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	-
適格引当金不足額	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額で あって自己資本に算入される額	_	-
退職給付に係る資産の額	55	57
自己保有普通出資等(純資産の部に計上される ものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象 資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
言用金庫連合会の対象普通出資等の額	_	_
寺定項目に係る10パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等 に該当するものに関連するものの額	-	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額	_	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額	-	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等 に該当するものに関連するものの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに 係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額	_	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	88	80

		(単位:百万円)	
項目	令和2年度	令和3年度	
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	20,978	21,538	
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	120,038	122,275	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額 に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425	
うち、上記以外に該当するものの額	_	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8パーセントで除して得た額	6,293	6,412	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	126,331	128,687	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(二))	16.60%	16.73%	

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に 基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当である かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況



(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%の4倍以上と大きく上回っており、経営の健全性、安全性を充分に保っ ております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散されております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積 上げを第一義的な施策として考えております。 (出た・五下田)

りで対す状態がとして与れてもりよう。								(単位:百万円)
		単	体			連	結	
	リスク・フ	リスク・アセット 所要自己資本額			リスク・	アセット	所要自己	己資本額
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	120,048	122,285	4,801	4,891	120,038	122,275	4,801	4,891
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	114,699	116,405	4,587	4,656	114,689	116,395	4,587	4,655
ソ ブ リ ン 向 け	339	298	13	11	339	298	13	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,530	16,331	621	653	15,530	16,331	621	653
法 人 等 向 け	21,017	21,436	840	857	21,017	21,436	840	857
中 小 企 業 等 及 び 個 人 向 け	31,824	32,292	1,272	1,291	31,824	32,292	1,272	1,291
抵当権付住宅ローン	585	493	23	19	585	493	23	19
不動産取得等事業向け	24,182	25,295	967	1,011	24,182	25,295	967	1,011
3 月 以 上 延 滞 等	161	154	6	6	161	154	6	6
信用保証協会等による保証付	1,208	1,149	48	45	1,208	1,149	48	45
当 資 等	2,194	1,760	87	70	2,184	1,750	87	70
出資等のエクスポージャー	2,194	1,760	87	70	2,184	1,750	87	70
重要な出資のエクスポージャー	_	_	_	_	_	-	_	_
上 記 以 外	17,655	17,191	706	687	17,655	17,191	706	687
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10,418	9,660	416	386	10,418	9,660	416	386
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に 係るエクスポージャー	1,666	1,666	66	66	1,666	1,666	66	66
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	784	1,105	31	44	784	1,105	31	44
上記以外のエクスポージャー	4,786	4,758	191	190	4,786	4,758	191	190
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,763	7,255	270	290	6,763	7,255	270	290
ルック・スルー方式	6,763	7,255	270	290	6,763	7,255	270	290
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	_	_	_	_	_	_	_	_
④他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 1,425	△ 57	△ 57	△ 1,425	△ 1,425	△ 57	△ 57
⑤ C V A リスク相当額を 8 %で除して得た額	7	48	0	1	7	48	0	1
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー	3	1	0	0	3	1	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,293	6,412	251	256	6,293	6,412	251	256
ハ.総 所 要 自 己 資 本 額 (イ + ロ)	126,341	128,697	5,053	5,147	126,331	128,687	5,053	5,147

⁽注) 1. 所要自己資本の額=リスク·アセット×4%

●オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象による損失 を被るリスク等と定義し、当金庫では、「リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの 分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

具体的には、システムリスク、事務リスク、リーガルリスク(法務リスク)、レピュテーション・リスク(風評リスク)、その他リスクなどの幅 広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する「各リスク管理要領」「各種事務取扱要領」等を定め、オペレーショナル・リスク統括部署およ び各リスク管理担当部署がリスクを把握し、管理しております。

また、これらリスクの状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

自己資本関係の用語解説

用語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、 風影の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを発損する最悪リスク、裁判等により経営責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。

用語	解 説
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の 1 つ。リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額)。
コア資本	損失吸収力の高い出資金や内部留保を中心としつつ、一般貸倒引当金等を加えたものを言う。なお、市場換価性が低い無形固定資産や前払年金費用、また、繰延税金資産等はコア資本から控除される。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己 資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の 認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

^{2. 「}エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及 び派生商品取引の与信相当額です。

^{3.「}ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地 方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン 扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同 体、農業信用基金協会、及び漁業信用基金協会のことです。

^{4.[3}月以上延滯等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滯している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150% になったエクスポージャーのことです。

^{5.}オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しています。

[《]オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法》 相利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

^{6.} 単体 (連結) 総所要自己資本額=単体 (連結) 自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。 当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資 業務規程|「融資審査基準|「リスク管理規程|および「信用リスク管理要領|を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスク 管理を徹底しております。

信用リスク管理の評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己 査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注 力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、ストレステストによる信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。 個別案件の審査·与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、一連 の信用リスク管理の状況につきましては、理事会、常務会、ALM会議等といった会議を通じ、経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。 貸倒引当金は、「資産自己査定事務取扱要領」および「償却・引当金規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実 績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単体)

(単位:百万円)

								(単位,日万円)
エクスポージャー区分 地域区分 業種区分	信用リ エクスポージ		その他のデリバ	ットメント及び バティブ以外の ランス取引	債 券		3月以_エクスポ	上延滞 パージャー
期間区分	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国内	365,505	386,382	147,037	146,110	100,235	101,370	236	362
国 外	2,807	3,808	_	_	2,807	3,808	_	_
地 域 別 合 計	368,312	390,190	147,037	146,110	103,043	105,179	236	362
製 造 業	6,841	7,423	3,136	3,219	3,704	4,204	_	_
農業、林業	1,146	1,426	1,146	1,426	_	_	_	_
漁業	_	_	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	240	219	240	219	_	_	1	_
建設業	18,976	18,720	17,695	17,299	1,280	1,420	6	79
電気・ガス・熱供給・水道業	4,320	4,602	215	196	4,105	4,405	_	-
情報通信業	830	919	530	519	300	400	_	_
運輸業、郵便業	6,238	6,181	3,932	3,776	2,305	2,405	0	_
卸 売 業 、 小 売 業	11,812	10,544	11,252	9,833	560	710	54	65
金融業、保険業	86,135	89,911	2,655	2,527	11,962	12,856	0	_
不 動 産 業	35,008	36,599	34,038	35,435	970	1,164	47	41
物品質貸業	1,649	1,569	1,599	1,469	50	100	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	615	650	615	650	_	_	0	_
宿 泊 業	591	545	591	545	_	_	_	_
飲食業	2,112	2,074	2,112	2,074	_	_	6	5
生活関連サービス業、娯楽業	584	526	584	526	_	_	_	_
教育・学習支援業	148	169	148	169	_	_	_	_
医療 · 福 祉	6,621	6,309	6,621	6,309	_	_	0	0
その他のサービス業	6,107	6,855	5,782	6,410	325	445	56	80
国・地方公共団体等	113,308	108,341	24,132	22,866	77,477	77,065	_	_
個 人	30,006	30,633	30,006	30,633	_	_	64	90
そ の 他	35,015	55,962	_	_	_	_	_	_
業種別合計	368,312	390,190	147,037	146,110	103,043	105,179	236	362
1 年 以 下	37,394	38,087	12,258	10,734	8,066	13,277		
1年超3年以下	72,925	74,265	8,261	8,233	26,663	24,532		
3年超5年以下	41,845	33,977	13,699	12,544	28,146	21,432		
5年超7年以下	20,870	21,802	10,286	10,126	7,084	5,175		
7年超10年以下	29,819	42,245	13,129	27,137	8,490	8,908		
10 年 超	112,220	107,134	83,629	70,982	24,591	31,852		
期間の定めのないもの	53,235	72,678	5,772	6,352	_	_		
残 存 期 間 別 合 計	368,312	390,190	147,037	146,110	103,043	105,179		



自己資本の充実の状況

(連結) (単位:百万円)

() ()								(単位:日万円)	
エクスポージャー区分 地域区分 業種区分	信用リスク エクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及び ま残高 その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引			券	3月以上延滞 エクスポージャー		
期間区分	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
国内	365,495	386,372	147,037	146,110	100,235	101,370	236	362	
国 外	2,807	3,808	_	-	2,807	3,808	_	_	
地 域 別 合 計	368,303	390,180	147,037	146,110	103,043	105,179	236	362	
製 造 業	6,841	7,423	3,136	3,219	3,704	4,204	_	_	
農業、林業	1,146	1,426	1,146	1,426	_	_	_	_	
漁業	_	_	_	_	_	_	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取業	240	219	240	219	_	_	1	_	
建設業	18,976	18,720	17,695	17,299	1,280	1,420	6	79	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,320	4,602	215	196	4,105	4,405	_	_	
情報通信業	830	919	530	519	300	400	_	_	
運輸業、郵便業	6,238	6,181	3,932	3,776	2,305	2,405	0	_	
卸 売 業 、 小 売 業	11,812	10,544	11,252	9,833	560	710	54	65	
金融業、保険業	86,135	89,911	2,655	2,527	11,962	12,856	0	_	
不 動 産 業	35,008	36,599	34,038	35,435	970	1,164	47	41	
物品質貸業	1,649	1,569	1,599	1,469	50	100	_	_	
学術研究、専門・技術サービス業	615	650	615	650	_	_	0	_	
宿 泊 業	591	545	591	545	_	_	_	_	
飲 食 業	2,112	2,074	2,112	2,074	_	_	6	5	
生活関連サービス業、娯楽業	584	526	584	526	_	_	_	_	
教育・学習支援業	148	169	148	169	_	_	_	_	
医療 · 福祉	6,621	6,309	6,621	6,309	_	_	0	0	
その他のサービス業	6,107	6,855	5,782	6,410	325	445	56	80	
国・地方公共団体等	113,308	108,341	24,132	22,866	77,477	77,065	_	_	
個 人	30,006	30,633	30,006	30,633	_	_	64	90	
そ の 他	35,005	55,952	_	1	-	_	_	_	
業種別合計	368,303	390,180	147,037	146,110	103,043	105,179	236	362	
1 年 以 下	37,394	38,087	12,258	10,734	8,066	13,277		_	
1年超3年以下	72,925	74,265	8,261	8,233	26,663	24,532			
3年超5年以下	41,845	33,977	13,699	12,544	28,146	21,432			
5年超7年以下	20,870	21,802	10,286	10,126	7,084	5,175			
7年超10年以下	29,819	42,245	13,129	27,137	8,490	8,908			
10 年 超	112,220	107,134	83,629	70,982	24,591	31,852			
期間の定めのないもの	53,226	72,668	5,772	6,352	_	_]		
残 存 期 間 別 合 計	368,303	390,180	147,037	146,110	103,043	105,179			

⁽注) 1.オフ・パランス取引は、デリパティブ取引を除く。
2. [3月以上延滞エクスポージャー]とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
なお、[3月以上延滞エクスポージャー]の金額は元本のみを表示し、未収利息は算入しておりません。
3.上記の「その他」は、繋付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、その他資産、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央消算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※「貸倒引当金の内訳」につきましては、9ページをご覧ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金										
	- 田岩	残高	当期增	台 九口安百		当期洞	述少額		期末	建宣	貸出金	資却
	州日	721回	二州相	37000只	目的	使用	その	D他	粉水	7210		
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	45	46	46	36	_	-	45	46	46	36	_	_
農業、林業	_	37	37	17	_	-	_	37	37	17	_	_
漁業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
建設業	4	1	3	1	1	-	3	1	3	1	_	_
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_
情 報 通 信 業	_	62	62	56	_	_	_	62	62	56	_	_
運輸業、郵便業	0	_	_	25	_	_	_	_	_	25	_	3
卸 売 業 、 小 売 業	167	153	153	180	2	_	165	153	153	180	_	_
金融業、保険業	0	_	_	1	-	-	_	-	_	_	_	_
不 動 産 業	224	143	143	134	_	_	224	143	143	134	_	_
物 品 賃 貸 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_
宿 泊 業	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_
飲 食 業	4	3	3	3	_	_	4	3	3	3	_	_
生活関連サービス業、娯楽業	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
教育・学習支援業	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_
医療 · 福 祉	1	_	_	81	-	-	_	-	_	81	_	_
その他のサービス業	50	28	28	31	10	_	39	28	28	31	_	_
国・地方公共団体等	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
個 人	15	13	13	6	_	5	14	9	13	6	_	_
合 計	514	494	494	576	14	5	499	488	494	576	_	3

[※]当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ·ムーディーズ·インベスターズ·サービス·インク (Moody's)
- ·S&Pグローバル·レーティング(S&P)
- ·株式会社日本格付研究所(JCR)
- ·株式会社格付投資情報センター社(R&I)

■リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

#====u =		エクスポージャ	- 一の額 (単体)		エクスポージャーの額 (連結)			
告示で定める リスク・ウェイト区分	令和2	2年度	令和3	令和3年度		2年度	令和3年度	
ラスク フェイト 区分	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	_	140,955	_	142,215	_	140,955	_	142,215
10%	_	30,871	_	28,790	-	30,871	_	28,790
20%	5,909	79,646	6,809	86,221	5,909	79,646	6,809	86,221
35%	_	1,705	_	1,433	_	1,705	_	1,433
50%	15,138	343	16,797	738	15,138	343	16,797	738
75%	_	40,508	_	40,418	-	40,508	_	40,418
100%	400	50,376	600	50,448	400	50,366	600	50,438
150%	_	79	_	72	_	79	_	72
250%	_	4,481	_	4,306	1	4,481	_	4,306
合 計	21,448	348,967	24,207	354,645	21,448	348,957	24,207	354,635

[※]連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

⁽注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実の状況



(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続の概要

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をすると ともに、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資 の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた うえで、ご契約をいただくなど適切な取扱に努めております。

当金庫が取扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等が ありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲 内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱要領 | や各種約定書 等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金等が該当します。当金庫が扱う主な 保証には、政府保証と同様な地方公共団体保証付の他、適格格付機関から高格付を付与されたしんきん保証基金保証付等があります。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されてお ります。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
ポートフォリオ	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,026	1,022	8,432	9,502	_	_
①ソ ブ リ ン 向 け	_	_	932	1,097	_	_
② 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	_	_	_	_	_	_
③法 人 等 向 け	101	111	373	427	_	_
④中 小 企 業 等 及 び 個 人 向 け	689	696	6,725	7,583	_	_
⑤抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	_	_	_	_	_	_
⑥不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	235	213	362	358	_	_
⑦ 3 月 以 上 延 滞 等	_	0	_	_	_	_
⑧ そ の 他	0	0	38	35	_	_

⁽注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便法を用いています。 ※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

信用リスク関係の用語解説

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。 金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。 ただし、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可 能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしており ます。また、信用リスクの対応として、取引相手を限定し、適切なリスク管理を行っております。そのため、当該取引に対する個別担保による 保全や引当の算定は行っておりません。万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有してお り、全く心配はありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切に管理されております。

また、同時決済取引については、長期決済期間取引は該当ありません。

- ■派生商品取引の額
- ■担保の種類別の額
- ■与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額
- ■信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 単体、連結ともに該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

当金庫は、証券化取引において、オリジネーターとしてではなく、専ら投資家として参入しています。

当該投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価、及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM会議または常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」や「余資運用方針」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 当金庫は、標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な会計処理を行っております。

- ■証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、23ページに記載した格付機関と同様です。
- ●オリジネーターの場合
- 単体、連結ともに該当ありません。
- ●投資家の場合

単体、連結ともに該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関する

リスク管理の方針および手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM会議または常務会に諮り投資継続の是非を協議するなどの適切なリスク管理態勢としております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等取引規程」や「余資運用方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等取引規程」、「有価証券等運用基準」、「有価証券等事務取扱要領」 及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額および時価等

(単体) (単位:百万円)

						令和2	2年度	令和3	3年度
						貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上	場	杉	ŧ	式	等	2,669	2,669	2,107	2,107
非	上	場	株	式	等	1,537	_	1,540	_

(連結)

										
							令和2	2年度	令和3	3年度
							貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
	上	場	村	朱	式	等	2,669	2,669	2,107	2,107
	非	上	場	株	式	等	1,527	_	1,530	_



自己資本の充実の状況

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和2年度	令和3年度
売	却	益	89	158
売	却	損	64	74
償		却	1	-

[※]掲益計算書における掲益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				令和2年度	令和3年度
評	価	損	益	343	218

[※]連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単体、連結ともに該当ありません。

市場リスク関係の用語解説(※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの)

用語	解説			
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。			
カレント・ エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。			
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。			
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。			
与信相当額	再構築コスト+アドオン。			
派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等があげられる。			
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。			
オリジネーター	原資産の所有者。			

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,804	17,246
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	-

(9) 金利リスクに関する事項

●銀行勘定の金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来収益に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも に定期的な評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改を想定した期間損益シミュレーションによる損 益への影響度等を、リスク管理委員会やALM会議または常務会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロール に努めております。

また、金利・株価・為替の変動要因の影響を受けて、当該資産・負債が被る最大損失額を統計的手法(VaR)により算定しており、VaR計測 システムの妥当性を検証するために、その後の市場変動による実際の損失額をVaR計測値と比較するバックテスティングも行っております。 なお、リスク管理態勢として、金庫全体のリスク許容度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理を行っております。

[※]連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

金利リスク算定の基準は、以下の2つの定義に基づいて算定しております。

■金利リスク (IRRBB) の算定基準の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期:2.538年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期:10年
- ・流動性預金への満期の割り当て方法およびその前提

預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金の残高および滞留期間は内部モデ ルを用いて推計しています。内部モデルは、預金者の人格別(個人・一般法人・公金等)に残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに 基づく預金者行動の特徴に合わせた推計式を用いて将来残高を算出し満期を割り当てています。また、推計にあたっては、過去の金利 変動時の預金残高の変化や市場に対する当金庫の預金金利の追随率を考慮しております。

・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、異通貨の集計にあたっては通貨間の相関を考慮し、通貨毎の⊿EVEを集計しています。

・スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金は過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼす 可能性があります。

・前事業年度末からの変動に関する説明

令和3年度の△EVEは、債券のデュレーションを長期化させた影響などにより、令和2年度対比では730百万円増加しております。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の⊿EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、十分な自己資本額を確保しており、金利リスク顕在時においても国内基 準の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク						
	⊿EVE					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
上方パラレルシフト	7,137	7,867	339	395		
下方パラレルシフト	△ 7,117	△ 7,873	11	△ 25		
スティープ化	4,223	4,824				
フラット化						
短期金利上昇						
短期金利低下						
最 大 値	7,137	7,867	339	395		
自己資本の額	20,963	21,522	20,963	21,522		
	上方パラレルシフト 下方パラレルシフト スティープ化 フラット化 短期金利上昇 短期金利低下 最大値	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		□ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

金利リスク関係の用語解説

用語	解 説
IRRBB	Interest Rate Risk in the Banking Bookの略で、金利水準の不利な変動が銀行勘定の ポジションに影響を与えることによる、銀行の資本および損益に対する現在ないし将来 生じる恐れのあるリスクをいう。
⊿EVE	IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの。
⊿NII	IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるもの。

■VaR (バリュー・アット・リスク) による算定基準の概要

法 分散共分散法 ·計 測 丰

•計 象 「資金運用勘定」 測 対

• 算 定 方 法 保有期間120日、観測期間3年間、

信頼区間99%

・リスクの計測頻度 月次(前月末基準)

・バックテスティング 6ヵ月後

■VaRによる銀行勘定の市場リスク

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
金利リスク	3,257	3,532
為替リスク	75	79
価格変動リスク等	2,191	1,980
市場リスク	3,487	3,791

(注)市場リスクは、リスク量の二重計上を排除するために、金利・為替・価格変動リスク等の相関関係を考慮しておりますので、各リスクの合計額と一致しておりません。 ※連結部分は、単体部分と同数字のため、記載を省略しております。

(10)その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規 制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

🖢 リスク管理方針

1信用リスク

信用リスクとは、一般的には貸出先の倒産等によって元利金の一部または その全部が回収できなくなるリスクであるが、より広義には信用供与先(貸出 先等)の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が 減少ないし消失し、金庫が損失を被るリスクをいう。ALM上、また損益状況を 勘案し、適切なリスクテイクを行う。

最低所要自己資本比率管理上の手法は「標準的手法」とし、信用リスク管理 上は、原則として不良債権比率・大口与信先状況・信用集中状況・潜在リスク等 をモニタリングするものとする。なお、定期的にストレステストを行う。

2市場リスク

市場リスクとは金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク要因 の変動によって保有する資産(オフバランス資産を含む。)の価値が変動し、金 庫が損失を被るリスクをいう。

この中には、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスク等 がある。

また、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経 済情勢等により金庫が損失を被るリスク、いわゆるカントリー・リスク(トラ ンスファー・リスクともいう。)を含む。

市場リスク管理の手法としては市場VaRを、銀行勘定の金利リスク(IRRBB) については金利ショックに対する銀行勘定が有する資産・負債の経済的価値 の変動および金利ショックに対する期間収益の変動を計測し、モニタリング する。なお、定期的にストレステストを行う。

(1)金利リスク

金利リスクとは、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在してい る中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクをいう。

(2) 為替リスク

保有する外貨建資産・負債の相違により為替相場が変動した時に為替差損 が生じ、損失を被るリスクをいう。

(3)価格変動リスク

価格変動リスクとは、債券や株式等の有価証券の価格の変動に伴って資産 価格が減少ないし損失を被るリスクをいう。

(4) 市場性信用リスク等

有価証券の価格変動には発行体の信用リスクも影響する。「1.信用リスク」 とは区分して市場リスクに市場性信用リスク等を算定する。

3流動性リスク

流動性リスクとは予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利 での資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常 よりも不利な価格での取引を余儀なくされたりすることによって金庫が損失 を被るリスクをいう。

また、この中には資金決済が不能になることによる決済リスクを含むもの とする。

4オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、当金庫および当金 庫の子法人等の役職員等の活動もしくはシステムが不適切であることまたは 外生的な事象により損失を被るリスク等、以下のリスクをいう。リスク量の測 定は、基礎的手法とする。

(1)システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、シ ステムの不備等に伴い、金庫が損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不 正に使用されることにより、金庫が損失を被るリスクをいう。

(2)事務リスク

事務リスクとは、当金庫および当金庫の子法人等の役職員等が正確な事務 を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫または当金庫の子 決人等が被るリスクをいう。

(3) リーガルリスク(法務リスク)

リーガルリスクとは、狭義には当金庫または当金庫の子法人等に対する提 訴等により損害賠償責任などが生じ当金庫または当金庫の子法人等が損失を 被るリスクをいうが、広義にとらえコンプライアンス・リスクを含むものとする。

(4) レピュテーションリスク(評判リスク)

当金庫または当金庫の子法人等に対する些細な苦情や風評に端を発して、 信用の低下を招いて当金庫または当金庫の子法人等が損失を被るリスクをいう。

(5) その他リスク

上記1.2.3および4(1)~(4)以外のリスク。

コンプライアンス態勢

11コンプライアンス態勢

当金庫は、皆様の大切なご預金をお預りし、地域のお客様へのご融資を通 じて地域経済の発展に貢献するという協同組織金融機関としての社会的責 任や公共的使命を果たすための前提となる、法令等遵守を指すコンプライア ンス態勢を確立しています。

2空知信用金庫行動規範

私たちは、金融の円滑化を通じて、利用者保護という公共的使命と広く地域 経済、社会の発展に貢献していくという社会的責任を負っている。

このことから、高い自己規律に基づいた健全な業務運営を行い、地域からの ·層の信頼を確立するため、行動規範を定めるものとする。

- ●信用金庫のもつ公共的使命と社会的責任を常に自覚し、責任ある健全な業 務運営の遂行に努める。
- ❷経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、 お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルの向上や災害時 の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高 い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展 に貢献する。
- ❸あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることの ない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- ●経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会との コミュニケーションの充実を図る。
- ❺従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- ⑥資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与 する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- ↑信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚 し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り 組む。
- ❸社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除 し、関係遮断を徹底する。

国反社会的勢力に対する基本方針

私たちは、空知信用金庫行動規範第8項の下、「反社会的勢力に対する基本方 針」を以下のとおり定め、これを遵守します。

- ●当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対して は断固として拒絶します。
- ❷当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組 織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ❸当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜 供与は行いません。
- ●当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放 センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ❺当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から 法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫の本部各部および全ての営業店には、北海道公安委員会が実施する 不当要求防止責任者講習を受講し登録した不当要求防止責任者を配置し ています。

マネー・ローンダリング及びテロ資 金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テ 口資金供与」という。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の 適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つ として位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応 できる管理態勢を構築します。

2 管理能勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は総務人事部とし、総務 人事部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に 取組みます

3リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ 資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整 備します。また、取引時の記録等から定期的に調査・分析を行い、対応策を見直 します

5疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑 わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を 行います

6 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を 深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による 定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの苦情及び紛争等(以下「苦情等 |という。) を営業店または本部で受け付けています。

- ●苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ❷事実関係を把握したうえで、営業店、関係部等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結 果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未 然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の本部統括部署へお申し 出ください。

⁴当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会 が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団 法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区 しんきん相談所 |をはじめとする他の機関でも苦 情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上 記総務人事部にご相談ください。

J	Eld William A Transfer of the Control of the Contro						
	空知信用金庫 総務人事部						
	住 所	〒068-8660 北海道岩見沢市3条	西6丁目2番	地1			
	電話番号	0126-24-1165					
	FAX番号	0126-22-2595	Eメール	jinji@sorachi.shinkin.jp			
	受付時間	9:00~17:00(信用金庫営業日)	受付媒体	電話、手紙、面談、FAX、Eメール			

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	月〜金(祝日、12月31日〜1月3日を除く) 9:00〜17:00	月〜金(祝日、12月31日〜1月3日を除く) 9:00〜17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

❸東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護 士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務人事部または上記しんきん相談所へお申し出 ください。なお、各弁護士会に直接申立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会 において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争 を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫総務人事部もしくは全国しんきん相談所にお問い 合わせください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	札幌弁護士会 紛争解決センター
住 所	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		由口料十代用以留が閉1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
ע נו ע		月~金 (祝日、年末年始除く) 10:00 ~ 12:00、 13:00 ~ 16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、 13:00~17:00	月~金 (祝日、年末年始除く) 9:00~12:00、 13:00~16:00

6 当金庫の苦情・紛争への対応方針

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態 勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務人事部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務人事部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努 めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続 の進行に応じた適切な説明を行います。 《苦情等への取組み体制の概要》
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所 をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、 内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁セン ター等を利用することができます。その際には、当該仲裁 センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に 基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを 行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部 門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営 されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措 置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていき ます。

お客さま お申し出 苦情等の 話し合い 適切な説明 育 苦情等のお申し出 話し合い 連携 各部(関係部署) 他機関の紹介 営業店 連報絡告 連報絡告 検証 総務人事部(統括部署) 内部監査 報 連絡 全国・北海道地区しんきん相談所 各部 (関係部署) 連絡 の取次ぎ 見検 直し・ 弁護士会仲裁センター等 常務会

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの利益の保護および利便性の向上の重要性を十分に認 識し、以下の事項を定めて遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

- 1 顧客保護等管理方針に係る基本方針を以下のとおりとし、役職員に周知徹 底します。
 - (1) お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って取引または商品の説明 および情報提供を適切にかつ十分に行います
 - (2) お客さまからの相談または苦情につきましては、適切かつ十分に対応い たします
 - (3) お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、 不正なアクセスや情報の流出・紛失等を防止するために適切な措置を講 じることにより安全に管理いたします
 - (4) お客さまとの取引に関連する業務を外部委託する場合は、お客さまの情報 その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
 - (5) お客さまとの取引に際しましては、お客さまの利益が不当に害されるお それのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するととも にお客さまからの信頼を向上させるよう努めます。
 - (6) その他、お客さまの利益の保護や利便性の向上のための業務を適切に管 理するよう努めます。
 - ※本方針の「お客さま」とは、「当金庫で取引されている方および今後取引を
 - 検討されている方」をいいます。 ※本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、 預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当金 庫との間で行われるすべての取引]をいいます
- 2 当金庫は、顧客保護等管理に関し必要に応じた内部管理規程を制定すると ともに、組織体制を整備し、お客さまの視点に立った業務運営が確保できる よう、改善活動に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

空知信用金庫(理事長:熊尾憲昭 本店所在地:岩見沢市3条西6丁目2番地1)は、 お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人 情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に 関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情 報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努 めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する 情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別すること ができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人 を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号 | が含まれる 情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、 政令等で個別に指定されたものをいいます。

- ① 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- ② 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をすると ともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありま せん。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電 話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際 には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況 など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、 年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、
- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記 載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等、口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の[お問い合わせ]等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供 される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等 から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、 それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められ た範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよ う具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努 めます。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されてい る場合には、当該利用目的以外では利用致しません。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた 場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます) の利用目的

(業務内容)

①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随 する業務

- ②公共債·投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務 等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取 扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただ く資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理の ため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当 性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する 場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合 等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサー ビスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ①提携会社等の商品やサービスの各種のご提案のため ②各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ③その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (法令等による利用目的の限定)
- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資 金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以 外の目的に利用・第三者提供致しません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療また は犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他 の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭備え付け のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マー ケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出 があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希 望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続き についてご案内させていただきます。

国個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人デー タを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

☑個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求(第三 者の提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由 によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または、利用停止、消去のご要望が あった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または 利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根 拠をご説明させていただきます。
- ・お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の 利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行 ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止ま たは消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます
- ・お客様からの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示及び 第三者提供記録の開示のご請求については、当金庫所定の用紙により受付け ることとさせていただきます。また、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、 下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させて いただきます

5個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の 個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程 等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- ・個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守 するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相 談および苦情を受け付けています。
- ・取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者 およびその任務等について定めています
- ・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り 扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や

内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連 絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自 己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています

・個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施 しています。

・個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器 等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止す る措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書 類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、 電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

・アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の 範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの 不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行って います。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られ るよう委託先を適切に監督いたします

- ・キャッシュカード、ローンカードの発行・発送に関わる事務
- ・出資配当金通知書の発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

☑個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合に は、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人 データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意 をいただくこととします

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令 等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名 称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三 者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報―等について情報提供 いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない 場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先 の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない 場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。こ の場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上 記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護 のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項 について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出くだ さい(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあ る場合等を除きます)。

■個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組み ます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問 や、苦情の申し立てにつきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

空知信用金庫 総務人事部 住所/〒068-8660 岩見沢市3条西6丁目2番地1 電話番号/(0126)22-5645 FAX/(0126)22-2595

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取 引にあたり、本方針および当金庫が定める規程に基づき、お客さまの利益が 不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といい ます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼 を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1当金庫は、当金庫がお客さまと行う以下に定める取引を対象として利益相 反管理を行います。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する 相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に 利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 2当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他 の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、 お客さまに適切に開示する方法
- 3 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行 い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行 います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規定 等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います
- 4 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証 します。

▶ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等 に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る 契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきま す。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融 商品の重要事項について説明をいたします。
- 3当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をし たり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努 めます
- 4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いま せん。
- 5金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございま したら、お近くの窓口までお問い合わせください。
- (注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業 型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対す る提示の業務」及び、「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変 更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまい ります。

- 1当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合に は、募集代理店として販売責任を負います。
- 2 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を 引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険 会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行 います
- 3当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただ けるように情報を提供いたします。
- 4当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険*・一時払終身保険*・住宅関連の長期 火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険 |を除く保険商品につきま しては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保 険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合の み(以下同じ)。)
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、 当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱いで きません。
 - ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の 方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1) に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法 人等の従業員・役員の方 | が保険契約者となる 「個人年金保険・一時払終 身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療 保険等)」の契約につきましては、保険契約者1人あたりの通算保険金額 その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます。)を、次の金額以 下に限定させていただきます。

・生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円

疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等

①診断等給付金(一時金形式):1保険事故につき100万円 ②診断等給付金(年金形式) :月額換算5万円

③疾病入院給付金

:日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】 ※合計1万円

:1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られ

る保険は40万円】 ※合計40万円

- 5当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご 照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがござい ます
- 6 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切 に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は 記録し、適切に管理いたします。

【保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店 または下記にて承ります。】

空知信用金庫 総務人事部

④疾病手術等給付金

住所/〒068-8660 岩見沢市3条西6丁目2番地1

電話番号/(0126)22-5645 FAX/(0126)22-2595

ATM のご案内



■ 店舗一覧および ATM 設置状況 (令和4年6月末現在)

店名	所 在 地	電話番号	ATMコーナーのご利用時間		
占 右		电动钳写	平日	土曜	日曜・祝日
1 本店	岩見沢市3条西6丁目2番地1	☎ (0126) 22-1150	8:45~19:00		9:00~17:00
2 幌 向 支 店	岩見沢市幌向南1条2丁目112番地1	☎(0126) 26-2021		9:00~17:00	休 業
3 栗 沢 支 店	岩見沢市栗沢町本町55番地1	☎ (0126) 45-2324			
4 鉄 北 支 店	岩見沢市北2条西11丁目1番3号	☎ (0126) 24-6233			
5日の出支店	岩見沢市日の出北4丁目2番17号	☎ (0126) 25-4555	1	休 業	
6 美 園 支 店	岩見沢市美園4条5丁目1番10号	☎ (0126) 24-6363			
7 美 唄 支 店	美唄市大通西1条南1丁目3番6号	☎ (0126) 62-7511	0:00-18:00		
8 三 笠 支 店	三笠市幸町12番地7	☎ (01267) 2-2383	9:00~18:00	9:00~17:00	
9 栗 山 支 店	夕張郡栗山町中央3丁目3番地	☎ (0123) 72-0208			
10 由 仁 支 店	夕張郡由仁町本町148番地	☎ (0123) 83-2011		休業	
10 長 沼 支 店	夕張郡長沼町中央南1丁目1番12号	☎ (0123) 88-2131		<u>м</u> ж	
12 南 幌 支 店	空知郡南幌町栄町1丁目3番1号	☎ (011) 378-2311		9:00~17:00	
13 札 幌 支 店	札幌市中央区北1条西6丁目2番地	☎ (011) 271-3421		休 業	
(事務所)千歳法人オフィス	千歳市千代田町7丁目1789-3 千歳ステーションプラザ4階	☎ (0123) 29-6850	ATMコーナーを設置しておりません。		
14 江 別 支 店	江別市高砂町8番地3	☎ (011) 383-1011		9:00~17:00	
15 札 幌 北 支 店	札幌市北区北24条西6丁目1番5号	☎ (011) 757-3435			
16 琴 似 支 店	札幌市西区琴似2条3丁目1番12号	☎ (011) 644-4422		休業	休 業
10 白 石 支 店	札幌市白石区本通5丁目南4番36号	☎ (011) 862-7766	9:00~18:00		
18 平 岸 支 店	札幌市豊平区平岸2条9丁目2番11号	☎ (011) 831-8555			
19 厚 別 支 店	札幌市厚別区厚別西5条2丁目1番27号	☎ (011) 895-2111			
20 札 幌 西 支 店	札幌市西区西町北20丁目3番10号	☎ (011) 666-8111			
21 札 幌 東 支 店	札幌市東区北19条東16丁目1番8号	☎ (011) 783-3611			

[※]店舗併設のATMコーナーでは目の不自由な方もご利用いただけるATMを設置しています。

■ 店外 ATM コーナー (令和4年6月末現在)

店名	所 在 地	平日	土曜	日曜・祝日
A イオン岩見沢店※	岩見沢市大和4条8丁目1	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
B ビッグハウス岩見沢店	岩見沢市大和1条9丁目1	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
○で あ え ー る	岩見沢市3条西4丁目	9:00~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00
□ - 条 出 張 所※	岩見沢市1条西1丁目	9:00~17:00		休 業
■岩見沢市役所※	岩見沢市鳩が丘1丁目	9:00~17:30	休業	
🗦 北海道中央労災病院 ※	岩見沢市4条東16丁目	9:00~17:00		
6 岩見沢市役所北村支所	岩見沢市北村赤川593番地の1	9:00~17:00		
H イオンスーパーセンター三笠店 ※	三笠市岡山1059番地の1	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
□ JR岩見沢駅	岩見沢市有明町南	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
→ 本店春日出張所※	岩見沢市春日町2丁目2番22号	9:00~17:00	休 業	休 業

お知らせ

全国のセブン銀行ATM、ゆ うちょ銀行ATM、ローソン 銀行ATMでもそらちしんき んのカードがご利用いただ けます。また、北洋銀行AT Mでは、個人のお客様のお 引出しについて、平日8:45 ~18:00の間、無料でそら ちしんきんのカードがご利 用いただけます。(手数料の 詳細については情報編31ペ ージをご確認ください。)

しんきんATM (注) そらちしんきんのカードは、全国にある信用金庫のATMを無料でご利用いただけます。(一部対象外のATMがございます。) 無料ご利用時間 平日/8:45~18:00(入出金) 土曜/9:00~14:00(出金) ※時間外および日曜・祝日は除きます。 ただし、ビッグハウス岩見沢店、であえーる、岩見沢市役所北村支所、JR岩見沢駅は、ゼロネットサービスの対象外です。

※の ATM コーナーでは目の不自由な方もご利用いただける ATM を設置しています。

[※]千歳法人オフィスの業務内容は事業性融資業務全般とし、預金・為替業務は取扱いいたしません。

ディスクロージャー誌発行にあたって

この冊子は、皆様に安心してお取り引きしていただけるよう、当金 庫の業務内容や業績について解かりやすくご紹介しております。

信用金庫法で定められた開示項目さくいん		
1.金庫の概況及び組織に関する事項		
(1)事業の組織	情報編 2	1
(2)理事・監事の氏名及び役職名———	情報編 2	1
(3)会計監査人の名称 —————		5
(4)事務所の名称及び所在地 ————	情報編 2	2
2.金庫の主要な事業の内容	情報編 2	1
3.金庫の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況 ――――	情報編	3
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況		
①経常収益 ————————————————————————————————————	情報編	3
②経常利益 ————————————————————————————————————	情報編	3
	情報編	3
④出資総額及び出資総口数 —————	情報編	3
⑤純資産額 ————————————————————————————————————	情報編	3
⑥総資産額 ——————————	情報編	3
⑦預金積金残高 ————————————————————————————————————	情報編	3
⑧貸出金残高 ————————————————————————————————————	情報編	3
9有価証券残高	- 情報編	3
⑩単体自己資本比率——————	- 情報編	3
⑪出資に対する配当金	情報編	3
⑫役員数 ————————————————————————————————————	- 情報編	3
③職員数 ————	- 情報編	3
⑭会員数 ————————————————————————————————————	- 情報編	3
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		
①主要な業務の状況を示す指標		
ア.業務粗利益及び業務粗利益率 —————		6
イ.資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務は	収支 —	6
ウ.業務純益、実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) ——		6
工.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金		
オ.受取利息及び支払利息の増減		6
力.総資産経常利益率		6
キ.総資産当期純利益率		6
②預金に関する指標		-
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均	残高 ——	7
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の)残高	7
③貸出金等に関する指標		
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均所	売	8
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の	表高 —	8
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返		8
工.使途別の貸出金残高		8
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める	割合 —	9
カ.預貸率の期末値及び期中平均値		0

④有価証券に関する指標	
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	12
イ.有価証券の種類別の残存期間別残高 ―――――	11
ウ.有価証券の種類別の平均残高 —————	- 11
工.預証率の期末値及び期中平均値 —————	- 11
4.金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	28
(2)法令遵守の体制	28
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 — 情報	編 8
(4) 金融ADR制度への対応 ————————————————————————————————————	29
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ―――	- 1
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①た	15
④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに順ずる債権 ―――――	10
②危険債権 ————————————————————————————————————	10
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)————	. •
⑤正常債権 ————————————————————————————————————	
(3)自己資本の充実の状況 ————	17
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価	損益
①有価証券 ————————————————————————————————————	12
	12
③デリバティブ取引 ――――	12
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	- 9
(6)貸出金償却の額	- 9
(7)法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査 ―――	- 5
6.報酬等に関する事項	
(1) 役職員の報酬体系について	13
()+(+)	
(連結)	
1.金庫及びその子会社等の概況	
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ―	
(2)金庫の子会社等に関する事項	
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項 —	
3.金庫及びその子会社等の連結会計年度における財産の状況 —	15
金融再生法で定められた開示項目	
金融再生法開示債権	- 10
THE STATE OF THE S	10
自己資本の充実の状況(自己資本比率規制の第3の柱)開示項目さく	いん
「自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項」(告示)
1.自己資本の構成に関する開示事項 ——————	18
2.定性的な開示事項	18
3.定量的な開示事項	20





